

これぞ！
あさごな
取り組み事例

朝来市創生事業

自分らしく
生き生きと活躍する
「ひと」づくり

- ① みんなが朝来の未来についてアイデアを出し合う「あさご未来会議」
- ② 高校生と地域が繋がる場づくり
- ③ 朝来市の特色ある学校づくり(ドリームアップ)事業の推進



①あさご未来会議

多様な主体の対話で
シビックプライドを
育みます



②キャリアトークカフェ

高校生×まちの人で
未来を切り開く
人財を育てます



③ドリームアップ事業

ふるさと朝来の未来を
担う人づくりを
推進します

魅力ある多様な
「しごと」づくり

- ① 子育てしながらイキイキと働きたいママを応援
- ② 若者に朝来市の企業を知ってもらう
- ③ 起業にチャレンジする人を応援



①お仕事大相談会

女性が輝き活躍できる
職場を創出します



②仕事ゼミ

朝来市で働く
若者を増やします



③にぎわい創出事業

新たな一歩を踏み出す
起業家を伴走型で
支援します

誰もが希望を持ち、
心豊かに安心して
暮らせる
「まち」づくり

- ① 地域資源を活かした観光交流の促進
- ② 夜久野高原開発
- ③ 移住・定住促進



①竹田城跡

交流人口を増やし
外貨を獲得します



②夜久野高原

次世代農業の
フィールドを作ります



③移住・定住促進

市内への移住・定住を促
進します

寄付額

企業版ふるさと納税

通常の寄付

損金算入 約3割

税額控除

最大6割

企業負担
約1割

例

1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額
の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない
場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。
(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%
が上限)
※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士
や所管する税務署へご相談ください。

朝来市企業版ふるさと納税申込書

この申込書をFAXもしくはPDFでメールにて送信してください。

貴社名

本社所在地

〒

ふるさと納税額

円

企業名公表の可否

可

・

否

担当者連絡先

■ 担当者所属：

■ 担当者氏名：

■ 電話番号：

■ メールアドレス：

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。×寄附を行うことを入札参加要件とする。
※地方公共団体の広報誌やホームページ等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た上での地方公共団体との契約などは問題ありません。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外

お問合せ及び申し込み先

朝来市産業振興部 経済振興課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

電話番号：079-672-2816(直通)

FAX番号：079-672-3220

M a i l：keizai@city.asago.lg.jp



朝来市
ホーム
ページ